

平成 21 年度

第 3 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 21 年 11 月 9 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 4 時 10 分まで

場 所：太子町役場 委員会室

太子町総務部 企画政策課

平成 21 年度第 3 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 21 年 11 月 9 日(月)
場 所 太子町役場 2 階 委員会室
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 4 時 10 分

2. 諮問事項

第 5 次太子町総合計画案について

3. 委員の出席者・欠席者

出席委員：朝生 一郎 佐々木 隆彦 井口 宏幸 飯田 慶子 廣橋 弘毅
 首藤 正典 鳥井 文博 八幡 千鶴子 古賀 弘一
欠席委員：藤室 義春 千古 佳樹

4. 町出席者

事務局及び説明員
総務部長 佐々木正人 企画政策課長 山本 修三
副課長 五百井 真 係長 池田 誠

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1.開 会

2.会長あいさつ

大変お忙しい中、まちづくり審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。前回に引き続きまして、どうかよろしくをお願いします。

本日の議題は、まず報告事項としまして、前回審議会での審議事項についての報告、また10月6日から11月4日までパブリックコメントが実施されておりますが、その内容及び回答についての報告があります。それが終わりましたから、第5次太子町総合計画案のうち、政策3：子ども達の笑顔があふれるまちづくり、政策4：安心して暮らせるまちづくり、政策5：快適で住みやすいまちづくり、政策6：美しくすがすがしいまちづくり、政策7：憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくりについて審議いたします。慎重なご審議をお願いいたします。

3.議事録署名委員の指名

まず、最初に議事録署名委員を指名いたします。

太子町まちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名させていただきます。

議事録署名委員には、井口 宏幸委員と飯田 慶子委員の両氏を指名させていただきます。後日、事務局がまとめた議事録について、誤りがなければ署名をお願いいたします。

4.欠席委員について報告

藤室 義春委員、千古 佳樹委員から欠席届が提出されている旨、事務局より報告

5.報告

廣橋会長： 第2回審議会での審議事項について、またパブリックコメントにて提出された意見及び回答について事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： お手元の「まちづくり審議会後検討事項」をご覧ください。

まず第1点は、「町が持つポテンシャル 産業・交通」において、「網干駅が新快速電車の発着駅となっている。」という記載についてであります。この点につき、「現在は播州赤穂発の新快速電車が多い」とのご指摘をいただきました。審議会後、事務局にて検討いたしました。確かに全ての新快速電車が網干駅発というわけではありませんが、網干総合車両所の存在も含めた網干駅の利便性を強調する意味から、原案のとおりさせていただきたい、と考えております。なお新快速の発車駅等について調べてみますと、朝夕は網干始発が多くあります。1日トータルですと、網干発が15本、龍野以西発は18本あるのですが、これにつきましても網干駅にて車両を連結するものがあり、車両所の存在も含めた全体としての利便性という意味で、原案どおりとさせていただきたいと考えます。

次に、構成上の問題ですが、33ページから35ページまでの「重点課題」と、36ページの「政策体系」の順番を入れ替える、という点です。重点課題が先に出てくることで、その後に出てくる政策体系との関係性がはっきりしない、とのご意見がありました。そこで、政策・施策の体系は33ページに移し、34

ページから 36 ページに今後 10 年間の重点課題を掲げるといふ、ページの振り替えをしたいと考えております。

次に、「9つの政策体系の順番について、論理的ストーリーをつくっていただきたい」とのご提案についてですが、前回の審議会でも申し上げましたとおり、政策の順番に特に意味はありません。強いて言えば、現在の総合計画である第4次総合計画に沿った順番で並べてあり、どの政策も重要で優劣がつけられないことから、原案どおりとさせていただきたいと思っております。

次に74ページの「共助」という言葉について、「自助・公助との関係性を説明した文章が必要ではないか」とのご指摘をいただきました。これについては現代社会の用語として、「自助・共助・公助」と並列で使われることに意義があると考えます。計画案のこの部分では「共助」のみ記述していますが、用語の解説部分において、自助・公助との関係性も説明した文章を追記したいと思っております。実際に追記する文章を読み上げますと、「『自助、共助、公助』と並立して使われる言葉の一つ。『自助』が自分自身で行うことを意味するのに対し、『共助』とは、自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うことをいう。また『公助』とは、個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うことをいう。」という文章を付け加えたい、と考えております。

次に、「地域で支え合う体制の確立」において、「地域福祉の担い手として自治会、婦人会など地域団体への役割に期待される一方、課題として示されている地域団体の弱体化に対して解決策が示されていない」、とのご意見をいただきました。地域コミュニティに対する施策は、議案書の122ページ、政策9 - 施策1において、自治会の加入率低下等を取り上げておりますので、73ページは地域福祉に焦点を絞った構成としたいと思っております。地域団体の現状と課題について記述した、73ページの2点目の文章については、122ページの政策9 - 施策1の現状と課題に移すこととし、73ページでは「高齢者のみ世帯の増加や都市化の進展に伴う地域の連帯感の希薄化により、家庭や地域での相互扶助機能の低下が懸念される。」という課題に改めたいと思っております。自治会や婦人会に対する課題、施策については政策9において文章化いたします。

では次に、パブリックコメントの結果について説明させていただきます。

今年の10月6日から11月4日の30日間において、パブリックコメントを実施いたしました。意見提出者は2名、意見の内容も2件でございました。

まず1点は「都市計画道路斑鳩寺線の整備」でございます。お手元の資料1をご覧ください。提出されたご意見は、「都市計画道路斑鳩寺線について、国道179号の鶴北交差点から坊主山南の間が未着工である。以下の観点から、当該道路の早期開通を総合計画に盛り込まれたい。1．道路整備による円滑な交通体系構築、2．混雑回避車両の生活道路への進入による集落内での交通事故防止、3．総合公園までのアクセス向上」というものでした。ここでいう未着工部分とは、資料1に「未着工部分」として図示した部分であります。

このご意見に対する町の考え方ですが、町において斑鳩寺線は、国道2号、都市計画道路鶴線及び龍野線を補完する「補助幹線道路」と位置付けていま

す。議案書の 96 ページをご覧くださいますと、政策 5 - 施策 2 の「スムーズに移動できる交通体系の構築」におきまして、補助幹線道路は「計画的に整備する」と掲げておりますので、この記述にてご了承いただきたいと思いますと考えております。

続きまして 2 点目、「立岡山の総合開発、健康増進センター整備」についてであります。お手元の資料 2 の図が提案されたご意見の図面です。この図面では立岡山と太子山が描かれており、その間には D 5 1 の機関車と人工池などがあります。ご意見は、「立岡山を総合開発し、健康増進センターを整備されたい。具体的な整備内容は以下のとおり」というものでありまして、具体的な整備施設としまして、1. 上水道配水タンクを包含した円形ホールを建築し、展望台、レストランを設置、2. 山頂までのエスカレーター、3. 天然のロックガーデンを生かしたロッククライムエリア、4. 南部斜面の竹林を活用した、竹・木工芸所や竹・木炭窯、5. 太陽光発電、太陽熱温水装置を利用した温水プール、6. 山中腹部トンネル構造の駐車場、7. 立岡山、太子山の裾野における人工池と遊歩道整備、が提案されています。

これにつきましては、いずれも大規模な施設であり、財政的に建設には無理があると考えます。町としましても、「健康づくり」「憩いの場づくり」はまちづくりにおける重要な課題と考え、第 5 次総合計画においては、「重点課題」として整理しています。ご提案にあったような、プールや展望台等の整備は困難ですが、ウォーキングコースの設定や総合公園内での多目的芝生広場の整備、公園や親水空間の整備等により、健康づくり、憩いの場づくりに取り組んでいきたい、と考えております。

以上が第 2 回まちづくり審議会後の事務局検討結果と、パブリックコメントの意見及び回答であります。

廣橋会長：事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見がございましたら承りたいと思います。

古賀委員：前回審議会の検討結果のうち、重点課題と政策体系の関連の問題は、私の意見が元になったものだと思います。前回の審議会後に私も考えたのですが、総合計画案の流れとして、重点課題と政策体系の順番を入れ替えると、しっくりこない、という感じがしています。それはなぜかと考えますと、今後 10 年間の重点課題が出てくるまでのプロセスが明確なのに対し、その後の政策につなげる部分の論理的なストーリーが見えてこない、説得性に欠ける、ということではないかと思います。それを回避するために、政策・施策の体系を前に持ってくる、という案が前回出され、今回の回答でもそのような対応となっているのですが、全体の総合計画の流れを見た場合、33 ページまでは課題を抽出するための文章が書かれているのに、その後いきなり政策・施策の体系が入り、重点課題がその後回るとなると、一層つながりがわからなくなるのではないのでしょうか。「ではどうすればいいのか」と申しますと、今回の総合計画の流れは、アンケート調査等から問題点を整理して重点課題が抽出されています。では、その重点課題を受けて政策体系を位置づけ、より細かな施策をつくっていく、というのが自然な流れではないのでしょうか。そうであれば、今後 10 年間の重点課題を前にし、政策・施策体系を後にする方がよいのではないかと前回の会議が終わった後に私は考えました。そうした場合、重点課題と政策の

つながりがはっきりしない、ということになるので、36 ページの政策体系表について、政策の前に8つの重点課題を記載し、それに対応する政策という整理をしてはどうでしょうか。重点課題に対応しない政策5、政策8は他の政策の下に位置付け、各政策により細かな施策を配する方が、重点課題、政策、施策という流れが明瞭になるでしょうし、住民の皆さんにとっても納得ができるものになると思います。

「課題があって、それに対応して政策をつくる」という考え方はよろしいでしょうか。

事務局： 「課題があって政策がある」ということは、そのとおりだと思います。ただ、重点ではない課題もあるのであって、それに対する政策を外すことはできないとも考えます。重点課題は重点的に取り組む、重点課題でなくても課題がある場合は政策体系に掲げるべきであろうと考えます。

古賀委員： その点については前回の審議会で理解しました。重点課題から政策、施策に流れる整理とし、重点課題から外れる政策5、政策8を下に付け加えるという形はいかがでしょうか。

事務局： ご意見の趣旨を確認したいのですが、36 ページの政策体系表の表現の仕方の問題として、政策の左側に重点課題を8点記載し、例えば「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」という重点課題に対応する政策について、重点課題と政策間に矢印を引き、相関関係を明らかにしてはどうか、その上で順番も変えてはどうか、ということでしょうか。

古賀委員： そうです。順番も考慮していただくと一層はっきりすると思います。

事務局： では、政策・施策体系表の中に重点課題を記載するとともに、政策・施策との相関関係を明らかにしたものを次回の審議会までに作成したいと思います。

政策の順番についてですが、第4次総合計画までの政策の並べ方があって、原案ではそれを引き継いだ部分もあります。その今までの流れというものを生かしまして、順番は原案どおりでさせていただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

古賀委員： 後半の説明をもう一度お願いできますでしょうか。

事務局： 政策の順番に特に優先性等の意味が無い、ということは前回説明させていただきました。また第5次の政策の並び方と第4次計画の並び方を比較した際、似ている部分が多々あります。その順番、流れというものを第5次計画においても継承させていただきたい、ということでもあります。その上で、政策・施策体系表において、政策・施策と重点課題の連関を、矢印等を引くことによって明らかにし、その案を次回審議会でお示ししたい、と考えております。

古賀委員： 政策の順番について、第4次総合計画を踏襲する必然性があるのか、という問題があると思います。第4次計画から継承するものもあるでしょうが、第5次計画をつくるにあたって、新たに検討してもよいのではないのでしょうか。

事務局： 前回審議会検討の報告の際にも申し上げたとおり、政策の順番に特に意味を持たせていません。その中で、重点課題と政策・施策との関連性を明瞭にすることで、優先性を持たせたいと考えます。政策の順番については特に意味がないのであれば、今までの政策の流れを生かしたい、というものです。

古賀委員： わかりました。また改めて議論したいと思います。

6. 審議

会 長： 他にご意見、ご質問がなければ、前回の審議会に引き続き、各政策の審議に移りたいと思います。まず、政策3：子ども達の笑顔があふれるまちづくりについて、事務局の詳細な説明を求めます。

事 務 局： では、「政策3：子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について説明させていただきます。本町においては「子ども達の笑顔」を「まちの活力の源」と位置づけまして、国が各市町村にプロジェクトの作成を求めた際にも、本町は「子どもスマイル100%プロジェクト」を作成し、子ども達の笑顔があふれるようなまちづくりを進めてまいりました。新総合計画案でも政策の1つとして掲げております。その具体的な切り口となる施策については、3点を挙げました。すなわち「子育てしやすいまちづくり」「生きる力を育む学校教育の充実」「地域・家庭・学校一体となった育み」であります。この3つの切り口によりまして、「子ども達の笑顔があふれるまち」を実現しようというものであります。

まず切り口の1点目、「子育てしやすいまちづくり」なのですが、全国的に少子高齢化が叫ばれる中、本町においては子どもの数は増えています。しかし、平成22年度をピークに本町においても少子化は始まります。そういった中、少子化傾向に歯止めをかけるべく子育て支援を充実させる、という方向性と、もう一つは現在子ども達の数が増えているという現状にあって、子ども達に対する施策ニーズが高く、そのニーズに応える必要がある、との方向性も挙げられます。

現状と課題の2点目では、生活スタイルの変化や男女共同参画の考え方の浸透などにより、共働き家庭が増加するとともに、就労形態も多様化している、という点です。それに対応して、保育に対する住民ニーズも多様化している、とも言えるかと思えます。

また、核家族化の進行に伴い、たとえば若いお母さんが子育てに対して悩みやストレスを抱いても、以前のように祖父や祖母に相談する、ということができなくなっています。その結果、子育てに対する悩みや不安が解消されず、若い親が孤立してしまう、ということも起こりやすくなっていると言えます。

そういった状況下、どのようにして「子育てしやすいまち」をつくるか、という点ですが、まず「家庭での子育て支援」の充実を図る必要があると考えました。基本事務としては5つあるのですが、まず「子育て学習センターの充実」を挙げています。子育て学習センターは子ども達が集う場でもありますし、子育てについて親が学ぶ場、また親同士、子ども同士が交流する場でもあります。本町では旧太田東幼稚園において子育て学習センターを運営しているのですが、そこを子育てグループ活動、子育て相談の活動拠点、交流拠点と位置づけ、子育て力の向上を図ろうというものです。また児童相談員を配置して子育て相談へ対応するとともに、親同士の交流の場の充実も掲げています。

また、今月は児童虐待防止推進月間ですが、このような月間が設けられることは、児童虐待が問題となっていることの裏返しだと思います。児童虐待に対しては、町の福祉部局のみで対応するのではなく、乳幼児健診など衛生面の事業との連携、また国や県と連携しまして、虐待防止を図ろうと考えております。

細施策の2点目は「保育サービスの充実」です。共働き家庭の増加など保育

ニーズの多様化が見られる中、障害児保育、保育時間の延長など保育サービスの充実を図ろうとするものであります。それと合わせまして、「保育所機能の充実」も掲げています。これは、子ども達を保育する保育所機能と合わせ、子育てに対する悩みをお聞きする機能、保育所に通われていないお子様との交流、園庭開放など、地域での子育て支援の拠点として、保育所機能の充実を図ろう、というものです。町内に認可保育所は4園あるのですが、うち公立が2園、私立が2園であります。ですから公立保育所のみでの充実を図るのではなく、民間保育所との連携、支援も掲げております。また学齢期のお子様に対する学童保育のニーズも高いことから、学童保育の充実も基本事務として挙げています。

細施策の3点目は「遊び・学びの場づくり」です。お子様を育むにあたって勉強するということも大切なのですが、遊ぶことも大きな意味での勉強でしょうし、子ども同士の仲間づくり、交流というものも大切です。その「場」となりうる「遊び・学びの場」づくりを行おう、というものです。本町で子どもを対象とした施設である子育て学習センター、児童館の充実を挙げているのですが、それに加えまして、公民館を拠点とした異世代交流、たとえば地域のお年寄りが公民館において、子ども達に竹とんぼづくりなど昔の遊びを教えるような、異世代交流を公民館を拠点として行いたい、としております。

また図書館につきましては、「おはなし会」や「絵本の時間」を通じまして、子ども達が絵本に親しむ機会を創出し読書習慣を培うとともに、親子の交流機会の一つになれば、ということで挙げています。また、子どもにとって身近な遊び場である公園・広場の整備も図ることとしています。

切り口の2点目は学校教育の充実です。学校教育のカリキュラムは国において定められており、市町村において変更できるものではありません。学校教育に対する総合計画案を考えた際、教科に関する部分ではなく体験教育や心のケアの充実等によりまして、「生きる力」を育てていきたいと考えました。いじめや不登校の発生など「心の問題」を抱える児童・生徒の増加、また児童・生徒数そのものの増加などの現状をふまえ、学校教育の方向性を考えた際に、体験学習など様々な体験を通じて、学力だけでなく体力や気力、他人への思いやりを持った、人間性豊かでたくましい「たいしっ子」を育成する、ということをも基本的な方針として打ち出すことといたしました。

それを実現するための方策なのですが、細施策の1点目で「体験的な学習の推進」を挙げています。自然体験や集団宿泊、職場体験など様々な体験の機会を設けるということと、現在の社会情勢に応じたスキルやカリキュラムを行うため、情報教育や国際理解教育の推進を挙げています。

次に心のケア、カウンセリングの問題なのですが、心のケアが必要なお子様に対して、スクールカウンセラーの充実等により対策の強化を図ることとしております。

細施策の3点目は「安全で快適な教育環境づくり」であります。児童・生徒数が増えているということは、安全で快適な教育環境をつくるために一層の努力が必要とも言えるとも思います。学校施設の耐震補強や教育ニーズに応じた整備を進めるとともに、教育環境のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化、太陽光発電の導入など、今日の社会情勢にも応じた学校のあり方を、ハード面から推進していこうというものであります。

細施策の4点目は学校給食の充実です。学校給食が学校の時間の中に入っているのがなぜか、ということを見ると、栄養の整った食事を提供する、という機能もあるでしょうが、もう一つは食事を通じた食育の場、ということも言えると思います。その中で、食育に生かす給食づくりとしまして、皆と会食することで食事マナーを身につける場、健康や栄養に対する理解を促す場、地元の食材を食べたり生産者と交流することによって、地域の食文化や食材の生産、流通に対する理解を促す場として、学校給食を生かしていきたいと考えています。また学校給食センターについては、安全・安心な給食を提供するという使命を果たすため、現施設の機能向上、維持修繕、改築の検討を行うこととしています。

切り口の3点目は「地域、家庭、学校が一体となった育み」です。都市化の進行に伴い、地域の連帯感の希薄化が懸念される中、地域での大人と子どもの関係も希薄化しているのではないかと思います。また核家族化によって家族構成員の人数が減り、家庭教育力の低下も懸念される状態となっています。

また、青少年の健全育成の観点から申しますと、深夜営業する店舗やゲームセンターなど、子ども達が誘惑されやすいような店舗が増えています。その一方、退職時期を迎えた団塊の世代の皆様を中心に高齢者が増加し、そういった方々が新たなまちづくりの担い手として、地域で子ども達を育てていただけるような、好転的な状況も生まれています。そういった状況下、子ども達を育てるためにどうしたらよいのか、という点ですが、学校・家庭・地域と子ども達との「ふれあい」を促進するとともに、三者が一体となって子ども達を育てていくということを基本的な方針で挙げています。

そのための具体的な基本計画ですが、まず学校の開放を掲げました。オープンスクールを実施して学校の中を地域の皆さんに見ていただく、学校評議員や学校支援ボランティア等によって地域の方々に学校運営に参加していただく、あるいは学校運営について皆さんのご意見をお聞きするというような、開かれた学校づくりを目指そう、というものであります。

細施策の2点目は「家庭教育の充実」です。この分野につきましては、子育てに対する不安の解消、また親御さんが皆で家庭教育について学ぶ場を設けることが必要と考え、家庭教育学級の充実や子育てに対する不安の解消を挙げています。スクールカウンセラーについては、子ども達の悩みを聞くだけでなく、保護者の相談にも対応することとし、不安の解消を図ることとしています。

細施策の3点目は「地域の中での育み」です。まず1点は、地域の社会人の皆様に講師として学校にお招きし、幅広い知識や経験を生かした授業をしていただく、それによって、学校のカリキュラムでは学ぶことができない様々な体験を行うとともに、子ども達とお年寄りとの交流も図ろうとするものであります。また先ほど申しました、公民館を拠点とした異世代交流も、地域の中での育みの一つであろうと思います。この点も本施策で再度挙げております。

次に青少年健全育成の問題ですが、これについては、取り組みの方向性は2つあるかと思えます。まず1点は子ども達に働きかける取り組み、すなわち、多様な体験活動や地域でのボランティア活動への参加を促し、青少年活動の充実を図ろうというものです。もう1点の方向は、青少年にとって望ましくない環境があった場合、それを改善し、良好な環境をつくろうというものです。こ

れについては、子ども会連絡協議会や青少年育成団体への活動支援、連携、あるいは関係団体との連携によりまして、良好な地域環境を守っていきこうというものであります。

政策3の説明は以上でございます。

廣橋会長： ただ今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、承りたいと思います。

古賀委員： 78ページの「遊び・学びの場づくり」なのですが、ここに記されている事務のほとんどが、子育て学習センターや児童館、公民館、図書館など町の施設において、町の事業として行うものではないかと思えます。しかし「遊び・学びの場づくり」というものを考えたときに、民間や住民が行う活動への支援、というものがあっても良いのではないのでしょうか。

事務局： 具体的なイメージをつかむために伺いたいのですが、具体的にはどのような形を想定されてますでしょうか。

古賀委員： たとえば兵庫県では、青少年本部が「ゆうゆう広場」という事業を行っています。これは、民間の場を活用して、子ども達なり中学生、高校生がたまり場となるような場を設けようとする事業です。児童館や子育て学習センターだけではなく、民間での盛り上がりを進めていく、という点を含めてはどうでしょうか。

事務局： たとえばハード面の整備ですとか、場・エリアをつくって活動される方への支援、というものでしょうか。

古賀委員： そうです。支援のあり方も、金銭的な支援だけでなく、様々な形が考えられると思えます。

事務局： 一度持ち帰って、検討してみます。

首藤委員： 児童虐待の問題ですが、本町においてもかなりあるのでしょうか。

事務局： 頻繁に発生している、というわけではないのですが、何ヶ月かに1件というような頻度では発生しているとのこと。

八幡委員： 親が勤めで忙しくて、朝食をとらない児童が多くいるのではないのでしょうか。私も教員でしたが、お母さんが朝食をつくらず、畳の上にドーナツが置かれていて、それを1個食べるのが朝食、という子もいました。その子が給食を楽しみにしていたことを思い出すのですが、現状はいかがでしょうか。

事務局： 運動会の昼休みで、多くの子は自治会ごとのテントでお弁当を食べるのに、お弁当を作ってもらえない子がおり、学校の先生がコンビニの弁当を用意しなければならない、という話を聞いたことがあります。日常であっても朝食を作ってもらえない子、あるいは食べない子もいると思えます。

八幡委員： 子育ての中で一番大事な、十分に食事をとらせて、洗濯もきちんとしてあげるといことがおろそかになっていること、それがいじめなどの問題にもつながっていると思えます。家庭の中でのことは大切にすべき、と考えます。

鳥井委員： 昨年まで石海小学校の評議員をしていたのですが、校長先生がおっしゃるに、子ども達に「なぜ朝食を食べないのか」と聞いたところ、「食べたくても作ってくれない」と答えたそうです。食事に対して行政が取り組むとすれば、学校給食しか方法がないのですが、親の問題というのも重要だと思います。

もう一点給食について申しますと、食アレルギーで給食が食べられないという問題があります。テレビ番組で、アレルギーに対応した給食を提供する、と

い施策を聞いたことがあります、太子町ではこのような取り組みはされているのでしょうか。

事務局： 本町でも、先生が子ども達にアレルギーの有無を聞いており、対応しております。

廣橋会長： 細部にまで配慮された計画案ではありますが、今、何点かお話があったように、現実にはその網の目を抜け落ちるような話が、ここ太子町でもある、ということだと思います。それらを全て網羅した形で施策を立案できれば良いのですが、そこまで対応しようとする膨大な量になってしまうと思います。そういった現実も斟酌しながら政策を考えていく、あるいは行政を運営していく、ということが必要だと考えます。運用の際に十分配慮していただきたいと思います。

ではここで、暫時休憩をとりたいと思います。

[暫時休憩]

廣橋会長： では会を再開いたします。これより「政策4：安心して暮らせるまちづくり」の審議に移ります。事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： この政策の切り口は3つあります。まず、災害など危機管理の問題、犯罪の問題、そして交通安全の問題です。では危機管理から順に説明させていただきます。

危機管理を検討するにあたって特に意識したのは、台風や地震などの自然災害だけではなく、大規模な事故、他国からの武力攻撃、感染症など、社会的な事故や災害も「危機」と捉え、それに対する備えをとる必要がある、ということです。

ではそのような危機にどのように対応するか、という点ですが、前回にも議論となった、「自助、共助、公助」が、ここでも重要な要素であると考えています。災害が発生した際、行政が直ちに、全ての皆さんの下に助けに行くことは困難です。発生後ある程度の時間は、皆様方お一人お一人、あるいは地域の皆さんの力で対応していただく必要があります。そういった点を踏まえ、細施策1を「『自助』『共助』防災体制の構築」とさせていただきました。意識の高揚や自主防災組織の充実、防災訓練の実施等によりまして、自助・共助の防災体制を築こう、というものであります。

あと、施設整備的な話としまして、災害に強いまちづくりを進める必要があるかと思えます。基本事務に「都市基盤の整備」とも挙げていますが、避難できる公園、ある程度広い幅を持った緑地帯、大雨の水を排水できる雨水排水施設など、インフラ整備も必要と考えています。

また「防災拠点の整備」も計画案に挙げました。拠点としてはまず役場庁舎が挙げられます。次回審議会でもご審議いただくのですが、第5次総合計画では「役場庁舎の改築」を挙げています。改築する役場庁舎について防災拠点機能を強化させよう、というものであります。また総合公園については、物資保管や一時避難場所など防災拠点機能を持たせたものとして整備を進めます。

また細施策3で消防の問題を挙げておりますが、これは現在の総合計画を基本的に継承しており、火災に対する基本事務を4点挙げています。

続きまして、切り口の2点目となる、防犯について説明させていただきます。犯罪の現状を考えた時、治安が悪化しているような印象を受けるのですが、実は犯罪発生件数は減少しています。しかし戦後を通じてみるとある時期に発生件数が増加し、その高い水準のままで維持している現状があります。また犯罪の性質も凶悪犯罪が多発しています。

このような現状を踏まえて犯罪を防ぐ方策を議論したのですが、犯罪を防ぐために最も大きな力を持っているのは警察です。我々市町村、あるいは地域住民にとって何ができるのか、という点を考えると、キーワードは「死角」ではないかと考えました。壁や塀があって周りから見えない「死角」があると、そこで犯罪が起きやすくなります。また死角とはそのような物理的な死角のみではなく、パトロールで人の目が行き届く、防犯灯によって明るくすることによって、心理的に「死角」を解消することもできます。すなわち物理、心理の両面で死角の解消を図ろうというものであります。

また、地域の皆さんが顔見知りになれば、万が一地域に不審な人物が現れた場合、「これは知らない人だ」ということで注意することができます。その意味で、地域のつながりを強めることも犯罪の抑止につながると考えます。その上で、地域防犯力の向上としまして、まちづくり防犯グループや自主的な防犯活動を推進することによって、犯罪の防止につなげようというものです。また防犯意識の高揚としまして、講演会やキャンペーンの実施等も挙げております。

続きまして、切り口の3点目となる交通安全について説明させていただきます。自動車を運転される方の増加に伴い、交通事故発生のリスクは高まっていると考えます。また、先ほどのパブリックコメントのご意見にもあったのですが、幹線道路で交通渋滞が発生すると、それを避けるために集落内の生活道路に自動車が流入し、集落内での交通事故発生のリスクが高まります。また高齢化の進行に伴い、お年寄りが自動車を運転されなくなり、自転車や徒歩で移動する方が増えてこようかと思えます。その中で、快適な歩道環境の整備も必要と考えられます。

具体的な取り組みですが、交通事故を防ぐという取り組みの第一は、「交通ルールを守る」という意識の向上だと思えます。交通安全教室の開催や交通安全意識の向上を図っていこう、というものであります。また、今回の総合計画では「自転車の交通マナーの向上」という点を新しく挙げました。これから自転車に乗る方が増加すると思われれます。自転車に関しては昨年道路交通法が改正され、自転車乗車時のルールの改正が行われたところですが、自転車も車両であり、車に乗るのと同じ安全意識が求められます。それは自転車に乗るご自身のためでもありますし、他の方を事故にあわせないためでもあります。自転車運転のマナーの向上を図ろうというものです。

細施策の2点目として、ハード面の事業であります。交通安全施設の整備、歩道の整備を挙げています。また道路の関連で申しますと、別の施策ですが、政策5 - 施策2の「スムーズな交通体系の構築」において、幹線道路の整備、狭あいな集落内生活道路の対策等を講じ、円滑な道路体系を構築、集落への車両の進入を防ぐことにより、交通事故の防止を目指すこととしています。

廣橋会長： 政策4の説明が終わりました。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

八幡委員： 遊具の安全管理についてはぜひ入れていただきたいと思えます。新聞等でも

報じられていますが、公園の遊具での事故が問題になっています。学校はもとより地区の広場等でも「安全の日」を決めるなどして、子ども達が安全に遊べるように大人が見定めることが大切だと考えます。

廣橋会長： 地域の遊具の安全点検は定期的に行われていると思いますが、費用負担もあるため、なおざりになっている場合もあるかもしれません。そういった観点からのご意見でしたが、いかがでしょうか。

事務局： 遊具の点検につきましては、公共施設では町が、自治会公園では自治会にお願いしています。

また安全管理については、総合計画の文章としてはうたっていないですが、実施計画、あるいは日常の運用の中で行っておきまして、「公園の整備」という中に安全管理も包含しております。

井口委員： 太子町では山崎断層地震の発生が懸念されています。また近年では、佐用町で起こったような集中豪雨も心配されていますが、太子町では大きな災害は発生していないため、実際に発生した場合には対応しづらい部分も出てこようかと思えます。計画案の現状には「建物の耐震化率 50%」と記されていますが、現実には 50% 達しているのでしょうか。また災害時の近所の助け合い、共助精神の重要性はわかりますが、いざ発生した場合にうまく対応できるのか、という懸念もあります。総合計画としては目指す方向、理念を記載するものであり、共助意識の必要性はうたうべきと考えますが、現実の対応としては心配な部分もあります。

事務局： 防災拠点の整備につきましては、今後役場庁舎を改築して防災拠点を整備しようと考えています。また防災対応につきましては、西播磨の 5 市 6 町で防災応援協定を結んでおり、市町別に役割分担した備蓄用品の確保や、人的・物的な応援体制をとっています。この度の佐用町に関しましても、この協定に基づいて対応したところであります。

八幡委員： 感染症への対応なのですが、新型インフルエンザの接種場所、接種時期等の情報は住民に広報されているのでしょうか。不安に思われている方もいらっしゃると思います。

事務局： 新型インフルエンザのワクチンにつきましては、今月の広報で掲載させていただきました。医療機関等も掲載いたしております。接種時期については、ワクチンの数の問題もあり、医療従事者やお子様などワクチンの接種優先順位が決まっています。そういった優先順位や金額など全体の流れについて記載しています。

廣橋会長： 防災について考えるときは、色々なケースを想定して検討するわけですが、佐用町での災害が身近にあって、そこから得られる教訓も多々ありました。具体的に検討しうる事例となったのではないかと、思います。

鳥井委員： 防災に係るマップは各自治会に配布されており、危険箇所や水があふれた場合の想定は描かれています。我々の自治会の一時避難場所は同じ地所の公民館となっています。問題がある箇所を把握されていますが、それを受けてどのように対策するか、という点までは取り組みが進んでいないと思います。「出水した場合、この付近は浸水します。」ということは示されていても、実際に水害となった後の対応について情報が無いわけです。防災マップだけで終わるのか、マップの後に、第 2、第 3 の対策が考えられているのか、そういった点

を含めて防災の中に入れていただけたら、と思います。

事務局：地域の皆さんにご協力いただいて、水害時の危険箇所を調べマップとしてまとめたわけですが、今後は「地域ごとの避難路をどうするのか」という点が課題となっています。その点については、町も整備していく必要を感じており、内部的に検討・調整を行っているところです。最終的にはそういった点を整備しまして、各自主防災組織にお持ちいただき、自治会内部での研修や図上訓練に使用していただいて、住民の皆さんに災害時の避難経路について認識していただくような、啓発活動を行っていきたいと考えています。

廣橋会長：佐用町のケースにつきましても、幕山地区において、避難場所は事前に知らされていたのですが、避難しようとした人が水に流され、自宅にとどまった方が助かった、ということがありました。災害が起きていないときに考える避難所についても、形式的に決められている所も多々あります。実際にはそこに避難しない方がよい、という場合もあり得るわけで、先ほど事務局が説明された取り組みも、自治会に働きかけて進めていただきまして、行政と住民が共に考えて、総合的に対策を講じていただければ、より完全な避難所ができるのではないかと思います。

それでは続きまして、「政策5：快適で住みやすいまちづくり」の審議に移ります。事務局の詳細な説明を求めます。

事務局：政策5については、切り口は2つであります。一つは美しいまちなみを形成するという、もう一つは交通体系の問題であります。

まず1点目の切り口である「美しいまちなみの形成」についてですが、本町の現状をみると、市街化区域内では、住居と商業空間、工業空間が混在・密集しておりまして、住環境が必ずしも良好ではない部分がございます。その一方、市街化調整区域においては、豊かな自然は残っているものの、個別単体の開発行為に伴い、都市的な土地利用と農業的な土地利用が混在しているのではないかと、という問題意識があります。

それへの対策ですが、まずは用途の適正化、があろうかと思います。住宅地域、商業地域、工場、という各々の土地利用を適正なものに誘導していく、それにより良好な住環境を築こう、という方向性があります。市街化調整区域については、自然と調和しながら、住民の皆さんの相談・検討による「地区計画」を策定していただき、地域の声が反映された計画を作ろう、ということを目指しています。また本町の場合、歴史的な景観が残っています。基本事務において「歴史的景観の保全・活用」と挙げているのですが、歴史的な風土や建造物、まちなみなど文化的な環境を活用し、より豊かなものとして後世に継承していこう、というものであります。

また、本町の鉄道の玄関口として網干駅があります。その周辺地区については、良好な商業地域、住宅地域の形成を目指して、現在の総合計画に引き続き土地区画整理事業の推進を図ることとしています。

続きまして、切り口の2点目である交通体系の説明に移ります。ここでいう「交通体系」とは自動車が走る道路と、鉄道やバスなどの公共交通を含めています。

先ほどの交通安全とも関連するのですが、交通量が増加している、幹線道路の渋滞時に生活道路に車両が進入する、という現状を踏まえて交通事故のリス

クが高まっており、スムーズに移動できる道路体系の構築が求められていると考えます。また、高齢化の進行に伴って自動車の運転をやめる高齢者が今後増加すると思われ、それに併せて公共交通の重要性は増すものと考えています。

その中で、道路に関しては、「スムーズな道路網の構築」を目指しております。本町道路網を描いた図面をご覧いただきたいのですが、都市軸を構成する幹線道路として、東西は旧国道2号線である都市計画道路鷗線、また南北は網干駅からたつの市に通じる都市計画道路龍野線と定め、未整備区間の整備を進めることとしています。また斑鳩寺線など補助幹線道路については、計画的に都市軸を補完する形での整備を図ることとしています。集落内の生活道路については、狭あい部分の改良を行うこととしています。

次に、公共交通の鉄道やバスについてですが、町としては公共交通の運営は行っていません。ですから公共交通の充実を図ろうとした場合、交通事業者や県等と連携しまして、既存の公共交通の充実、利便性を図る、という方法となります。それに併せて、「新たな公共交通の検討」という方法も考えられます。本町においては数年前にコミュニティバスを運行しましたが、費用対効果を考えながら、町だけではなく、交通事業者、ボランティア、NPOとも連携しつつ、新しい公共交通サービスの検討を進めたい、と考えております。

廣橋会長： ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

古賀委員： 政策5については都市計画などのハード事業に関する分野であり、重点課題と結び付く部分ではない、住民の関心がそれ程高くない分野ということですが、そこに町行政としてどのように切り込んでいくか、という点があると思います。ハード事業の今後のあり方についてですが、根本的に10年後を見据えたハード事業のあり方がこれでよいのか、という問いになると思います。国においても政権が民主党に変わり、道路行政の見直し等が言われる中、これまでの流れを引き継いでよいのか、という点が課題としてあろうかと思えます。提案された計画案は、これまでの流れというか、今までの価値観に沿って書かれたものだと思います。それでは駄目なのであって、10年先を見据えたハード事業の整備のあり方を考えるべき、価値のパラダイム変換が必要と考えます。

まず農地と住宅地の混在状態である市街化区域内農地について、これが是か非か、という問題があります。計画案では悪いものとして位置づけられており、市街化区域内の農地を全て宅地化しようとする方向があると感じます。しかし、農地や低未利用地について、開発により人間に都合の良いように利用しようという考え方そのものが、いかなものかと感じます。

また円滑な道路網を構築しなければならない、とのことですが、自動車が増加する中、渋滞が発生するのはある意味当然でありまして、その渋滞を緩和するためにどんどん道路を整備していくと、緑が減少していくこととなります。現在、「開発」というものが見直されている世の中の風潮にあって、いつまでも道路整備を進めていくのがよいのか、それよりも人間の方が我慢して、時代を担う子ども達、これから生まれてくる子ども達にとってどのような太子町が望ましいのか、という視点で考えるべきではないでしょうか。その点から考えた場合、道路をどんどん整備していくことは問題だと考えます。また、まちなみ緑化についても、緑が必要なことはこれまでも言われてきましたが、街路樹を多く植えることが果たして必要なのか、人工的な緑化を進めていくのか、「緑

化」というもののあり方も考えるべきだと思います。

これらの都市計画の点について、私としてはもう一度議論が必要なのではないかと、と思います。「どこを直す」ということではなく、もう一度、行政、住民を交えた議論が必要なのではないかと感じました。

八幡委員： まちなみの緑化という点で、旧国道2号に木が生えているのですが、かなりの高さがあり、お年寄りが自転車で通行する際にそれを避けるために、体を曲げた状態で走っていて、下を向いていたために自動車と衝突するという事故がありました。街路樹は大人でも首の高さまであります。役場に申し上げてすぐに刈り取っていただいたのですが、道路敷の剪定等は安全にも配慮して行っていただきたいと思います。また道路敷の上部のみ草が刈られ、下の方はそのままの所もあります。刈り取る業者の問題なのかもしれませんが、その点を疑問に思っています。

廣橋会長： ビジョンをつくって事業に取り組むわけですが、ハード事業のみに力点を置くと問題が出てくるのではないかと、との指摘がありました。また道路整備の推進に伴い、道路維持がなおざりになるのではないかと、とのご意見もありました。これらのご意見をうけて、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局： 計画案を作成する際の考え方を思い返してみると、市街化調整区域において、本来開発がふさわしくない所でスプロール的な開発がなされる、たとえば倉庫が建つなどという状況があります。その一方、市街化区域内の農地については必ずしもマイナスの要素のみではないとも思いますが、低未利用地については、更地であること等が環境上、景観上どうなのか、という問題はあるかと思えます。この施策で言おうとしているのは、無条件にどんどん開発していこう、ということではなくて、土地に与えられた用途、役割に応じた、秩序だったまちなみの形成をしていきたい、それが「美しいまちなみ」に通じるのではないかと、ということであり、その中で、市街化区域内においては低未利用地の利用促進を図ろうとするものであり、市街化調整区域においては、国の考え方も含めた都市計画全体の考え方の中で、自然を残すなど調整区域にふさわしいまちづくりをしていこう、というものであります。

また道路についてですが、前回の審議会において国や県の動向を説明した際、開発中心の社会から既存ストックを生かした社会への転換が図られていると申し上げました。また、本町においても、道路整備費は年々減少しています。その中で、パブリックコメントにあった斑鳩寺線の議論も、「直ちに整備しない」という考え方になっています。しかしそれでもなお、必要性が高いものは整備の必要があるかと思えます。自然を残すことと整備を進めて利便性を向上させること、「便利」というのは決して悪いことではなく、安全を保つ等の側面もありますが、自然を残すことと整備することのいずれをとるか、総合的に検討して、天秤としてどちらを選択するか、の問題だと思います。その結果、今回の計画案に挙げた部分については、「必要である」ということで挙げさせていただきました。「どこで線を引くのか」というのは各人の主観に関わる問題ですが、総合計画に挙げたものについては、町として「必要」と考えたものであります。他の施策においても、必要なものに財源なりマンパワーを集中させるようにしておりますので、必要でないと考えられるものは、計画案には挙げておりません。

井口委員： 93 ページの基本事務 1 と基本事務 2 はいずれも市街化区域のことをうたっているわけですが、その内容というか、1 と 2 の棲み分けも含めてわかりにくい、と思います。基本事務 1 で「適正な土地利用へ改善し、コンパクトシティを推進する」とあり、基本事務 2 で「農地や低未利用地の宅地化を推進する」とありますが、これは市街化区域内を分けた考え方でしょうか。

事務局： そうではなくて、市街化区域の表と裏の話になっているのですが、問題関心としては、市街化区域の中で住居地や農業地、商業地、工業地が線引きされているところもあるが、混在しているところもある、そこを区分けしていきたい、というのが発想としてあります。その中で基本事務 1 については、住・職・学・遊などの土地の区分、機能をまとめながら、良好な住環境を形成したいというものであります。

井口委員： 基本事務 2 で農地や低未利用地の宅地化推進を強調していますが、基本事務 1 の「良好な住環境を構築する」ということと、工場等を誘致していく、ということの関係がどうか、という気がします。

事務局： 市街化区域とは、市街化を推進してまちの賑わいや都市機能を担うエリアです。そこで農業をしている方に対して、強制的に「農業をやめてください」と言うわけではないのですが、低未利用地について、そこが空いているのであれば、本来は都市機能を担うエリアなのですから、宅地化を推進し、都市機能、にぎわいを担う場として市街化を推進していきたい、ということです。

朝生委員： 線引きを行い、市街化区域内では優先的に都市化しなさい、ということです。一方市街化調整区域については、市街地として使えない、という線引きをしています。つまり、住宅、工業など各土地の用途に応じた利用をしよう、ということですが、太子町は狭いため、他地域から見れば「混在」という状況が生じているのだと思います。

ただ土地は個人の所有物であり、農業をされている方に家を建てるように言ったり、商業地域だからといって店舗に変えるように言ったりすることはできません。であれば、農地等であってもそのまま残す、あるいは市街化区域から外すということがあっても良いのではないのでしょうか。逆に発展しそうなところ、市街化にふさわしいところについては市街化区域とするような、線引きを変えるということも必要ではないのでしょうか。

また緑化の話ですが、道路の街路樹による緑化は、木もそれ程大きくなりませんし、視界を遮る場合もあります。ですから、たとえば斑鳩寺の周りに集中して緑化するとか、エリアを決めた緑化を進めてはどうでしょうか。

また、商業地域で申しますと、石海では蓮常寺でマックスバリューやアグロなど店舗が集まっています。また太田でも同様の状況が見られます。これらの地域については、住宅専用の用途を見直し、商業地域としてはどうでしょうか。現状の店舗の奥行きと、用途地域上認められている奥行きの幅にずれがあって「使いづらさ」があります。現状に応じた線引きの見直しも必要ではないのでしょうか。市街地のエリアを「これだけ」と広く決めるのではなく、細切れる的に設定することも良いのではないのでしょうか。

あと、道路の管理の話がありました。管理者が道路によって、県や町など異なっています。そのためにきれいになっているところと、そうでないところが出ているのだと思います。

井口委員： 市街化区域と市街化調整区域の区分があるわけですが、今後 10 年間に
いて、どう有効活用していくのか、その部分がもう一つわかりにくいと思います。

朝生委員： 線引きは 5 年ごとに見直すわけですから、実情と合わないところは市街化か
ら外してよいと思います。

古賀委員： ここに書かれていることは、自民党時代の国の政策を引き継いだものだと思
います。国が線引きした中で、その線引きの中でどう土地利用していくかとい
うことが、国、中央から太子町まで流れてきて、それに応じた開発を太子町が
行っている、ということだと思います。しかし、地方分権が言われる中、朝生
委員が言われるように、現場に応じた開発なり利用なりをしていかななくてはな
らないし、そういう視点で見た計画案の書き方があるのではないのでしょうか。
少なくとも基本事務 2 の、市街化農地、低未利用地の開発、宅地化と利用促進
については問題があると思います。もう一度議論していただきたいと思います。

廣橋会長： 色々なご意見が出ました。市街化農地の辺りを、もう少し柔軟な考え方をす
べきではないか、というご意見だったと思います。いかがでしょうか。

井口委員： 基本事務 1 で「土地利用用途への改善」との言葉がありますが、基本事務 2
の趣旨もこの言葉に入っているのではないのでしょうか。

事務局： 住宅地であるべき用途のエリアに工場がある、既存不適格の建物があるわけ
でして、そういったものの適正化を図りたいという趣旨であります。たとえば
斑鳩地区では近隣商業地区という用途があり、建蔽率など有利な条件となっ
ていますが、現実的には商業地域の実態をなしていません。見直す中で、住宅専
用への用途に切り替えてもいいのですが、そうすると既存不適格の建築物がた
くさん出てきます。

井口委員： その問題と、基本事務 1 の後段、「住・職・学・遊などの機能をまとめなが
ら、住環境と調和させる」という文章があれば、あえて基本事務 2 をうたう必
要はないのではないのでしょうか。

事務局： 一つは現在の不適格建築、環境に良くないと思われる建物を整理したい、用
途地域の本来の趣旨に応じた形に集約したい、という考えがあります。また、
低未利用地については、市街化区域内に大きな田があれば、できればそこは、
住宅や市街化推進を図った方がよい、という考えもあります。

井口委員： その部分が、基本事務 1 の「調和した住環境作り」に入っているのではない
のでしょうか。

事務局： 含まれているのですが、その中でもより一層市街化を進めている、との表現
をしたところです。

朝生委員： 市街化区域に大きな田が残っていても、それは個人の持ち物なわけですから、
「この場所にショッピングセンターを建てなさい」と強制することはできませ
ん。ですから所有者の意思が変わらない限り、その田は永遠に残ってしまいま
す。そういった大きな範囲で残っている場所については、市街化区域から外し
たらよいと思います。外した上で、他に発展しているところに持っていけばよ
いと考えます。地域の方のご意見は聞く必要があると思いますが。

太子町は狭い土地ですから、上手に考えていけば良いまちづくりができると思
います。また発展していく必要もあります。たとえば第 2 種住宅専用地域で
ガソリンスタンドを建てようと思っても、ガソリンスタンドはリフトや洗車場
をつくれれば工場となって、不可能となります。農地を宅地化するといつても、

それは現実的には難しいのであって、実情に応じた用途の見直しが必要だと思います。

古賀委員： 10年後のことを考えるのであれば、そういった点で書き直した方がよいのではないのでしょうか。住民の皆さんと一緒に考えるという視点から見直した方がよいと私は思います。

八幡委員： 自分達の町だから、発展していくように考えていくことが大事だと思います。

廣橋会長： 基本事務1、基本事務2については、文言としてはうまくまとめられているのですが、現実問題としては、これでは行き詰る、難しいという意見が多く出ています。この部分は考え直してもらえないか、という方向に集約されるのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局： 色々なご意見をいただいたのですが、具体的話として、農地と低未利用地の問題がありました。「開発」という言葉を使うと、そこに価値観が入るかもしれないのですが、何らかの利用、活用をしていくという方向性についてはいかがでしょうか。

古賀委員： 哲学的な議論になるのかもしれませんが、「利用」というのは、人間が土地に対して利用するわけで、自然に対して人間がそこまで手を入れていいのか、という是非があると思います。雑草が生えた低未利用地が放置してあっても、それが自然のままであって環境にマッチしていれば、それはそれで良い、との考え方もあると思います。何が何でもそこに人間の手を加える、ということではないと思います。「利用」という考え方自体を、もう一度見直してもよいのではないのでしょうか。

朝生委員： 総合計画は住民の皆さんには配られるのでしょうか。

事務局： 概要版を作成しまして、全世帯に配布する予定です。計画書そのものは図書館や役場窓口に置きますので、住民の皆さんにご覧いただくことは可能です。

朝生委員： 住民の皆さんには概要版等でわかりやすい形でお示しし、皆で良いまちづくりをしましょう、という方向でよいのではないのでしょうか。

事務局： 都市計画の問題については、一度預からせていただいて、検討させていただきます。

廣橋会長： 土地をお持ちの方の思いは千差万別で、一つの形に収めるのは難しいと思います。特に市街化区域内の農地は難しいと思います。

事務局： 市街化区域内の用途見直しは今でも行われていますが、市街化区域と市街化調整区域の見直しはあまりなされていません。市街化区域から市街化調整区域への移行は、現実的に難しいと思います。市街化区域内農地は、いつでも利用できるということで宅地並み課税がされていますが、これを市街化調整区域に移すとなると、そこに家が建たなくなるわけで、難しい問題となります。都市計画法という網によって太子町全体が決定されている中で、都市計画法の基本理念、用途に応じた土地利用、誘導を行うことが、美しいまちなみになるという考え方はあるかと思います。その代表的な表現として、計画案の文章を出しております。

朝生委員： 5年か10年の間に利用していただき、その間に利用されなければ市街化調整区域にするという、猶予期間のようなものは設定できないのでしょうか。

事務局： それは難しいと思います。

廣橋会長： 市街化区域内農地の課税について、宅地並みの高い課税がなされるものの、

それを避ける軽減措置があり、土地の売買時には軽減分も合わせて納税しなければならない、との制度があると聞いたのですが。

事務局： 相続税の関係で、相続された際に、限定された期間の中での納税猶予の制度があると思います。「期間中は農地として使用する」との宣言を行った方を対象としたものですが、売買した場合には猶予分もまとめて納税する必要が生じます。

井口委員： 線引きの見直しは、町のみでは出来ないのではないのでしょうか。

事務局： 町の権限では行いえず、県の都市計画審議会で決定されます。また近隣市町との用途の連担も議論されます。

井口委員： JRより南について、市街化区域に変わると聞いたのですが。

事務局： その地域は姫路市の市街化区域と連続しており、その関係もあって市街化区域への編入は可能と考えます。一般的に市街化区域に編入しようとするれば、それが必要な理由が求められます。

廣橋会長： 色々意見が出たのですが、「合理的な土地利用の推進」については、うまくまとめられているものの、現実問題として実施に移すに際しては、難しい問題があるのではないかと、という意見が様々な観点から出されたと思います。事務局におかれては、本日出された意見を踏まえ、原案を作成された機関等で、「この部分は修正できる」「ここは原案どおりとしたい」という点を整理、検討していただき、次回審議会にて報告いただくようお願いします。

では政策5の審議はこれで終わりたいと思います。本日の議事案件は政策7、までなのですが、時間の都合上、本日は政策6までにしたいと思います。「政策6：美しくすがすがしいまちづくり」につきまして、事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： 「美しくすがすがしいまちづくり」を実現するために、施策は3つ考えております。上水道、下水道、そして自然環境や地域環境など「環境」の関係であります。

まず上水道についてですが、おいしくて安全な水を供給することが、水道事業者にとって一番の課題です。その中で「安全」に関して申しますと、老原で高度浄水施設を整備いたしました。そのような高度処理化を進めていくことがまずあります。また水道事業を始めて何十年と経過しており、施設の老朽化も進んでいます。その現状を踏まえ、施設の耐震化と計画的な更新も想定しています。またハード的な施設整備と併せて、ソフト面では企業体としての水道事業の経営基盤強化も図る必要があります。社会情勢に応じた経営手法の検討とか、計画的な施設管理・更新も図っていくこととしています。

続きまして下水道に関してですが、生活排水やし尿排水を担う汚水下水道につきましては、平成18年度に概ね整備が完了したことから、これからは未接続世帯への接続のお願いと、施設の維持管理が課題となってきます。細施策の1番と3番で挙げているのですが、水洗化率の向上と適切な維持管理を図ろうというものです。

第5次総合計画で特に問題となるのが、「雨水下水道」の問題です。佐用町の水害の話もありましたが、雨水を適切に排水することが、水害を防ぐ上で一つの要素となります。対策としまして、基本事務1に挙げている、雨水下水幹線の整備、「線としての整備」に取り組むことがまず一つあります。もう一点

は、基本事務2に挙げております「雨水貯留浸透施設の整備」であります。これは雨水を流して排水するのではなく、地下に浸透させることによって水害を防ごうというものです。具体的には、地下に貯留できる施設を建築する場合がありますし、道路の舗装を浸透性の高いものとする、という場合もあります。これは地下水資源の涵養にもつながります。

続きまして、環境にやさしいまちづくりについてであります。自然環境の保護と地域環境の保全をここでうたっています。

自然環境の保護については、まず「環境意識の高揚」を細施策として挙げています。環境に関する広報を進めていく取り組みと併せ、第5次総合計画で新たに引き上げたこととして、「町公共施設での率先した取り組み」があります。町が環境保護に取り組む場合、住民の皆様方に働きかける要素と、一事業所として主体的に取り組む要素があります。その後者について、特に計画案に明記して、率先して取り組んでいこうというものであります。細施策2「循環型社会の構築」については、ごみ減量化などを現計画からの継承として挙げています。

細施策4は「地域環境の保全」なのですが、全世帯アンケートを行った際、地域環境の保全に対するご意見、ご要望を多数いただきました。ペットのフンをそのままにしているとか、ごみのポイ捨てですとか、生活に密着したお話なのですが、それらのご意見を踏まえ、良好な地域環境の保全を図ろうというものであります。具体的には、住民の皆さんの意識に働きかけていく、つまり広報や啓発の充実によって良好な地域環境の保全を図ろうとしております。

廣橋会長： ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問があればお願いします。

鳥井委員： 吉福浄水場の高度処理化、とありますが、これを読むと吉福浄水場の水質が良くない印象を受けるのですが、実際はどうなのでしょう。ここに「吉福浄水場」と記載されていることから、他の浄水場より水質が悪いのでしょうか。

事務局： 吉福浄水場の水質が悪い、ということではありません。本町の浄水場は老原と吉福の2か所があるのですが、老原については数年前に高度浄水化を行いました。つまり老原と同じ整備を吉福でも行おうというものであります。

高度浄水化とは、現在の水質に問題があるから整備する、というものではありません。数年前に「クリプトスポリジウム」という菌が問題になりまして、それが入った水を飲むと健康を害する、もしそれが飲料水で見つければ水道供給がストップすることから、浄水場に膜ろ過による処理施設を整備し、その菌を除去しようというものであります。ただ事業費が数億円に及ぶことから、まず老原を先行して整備し、今回吉福を整備しようというものであります。

朝生委員： ペット飼育のマナー向上についてですが、フンを放置する飼い主に対して、罰金を科すような町条例はないのでしょうか。フンを入れたビニール袋を溝に捨てる飼い主がいます。水が無い時期だと、ビニールに入ったまま残ってしまいます。看板も掲示しているのですが。

井口委員： 高砂市では、フンが放置されている場所に「持ち帰りましょう」との表示を行い、住民が監視する取り組みをしています。試行的に行う団体を市が募集して取り組んでいます。確か黄色い標識だったと思います。

事務局： 自治会総会で繰り返し言うていただくことも効果があると思います。自治会の皆さんの目を意識することで、抑止につながるのではないのでしょうか。

井口委員： ただ、自治会以外、他地区の方が放置する場合があります。

廣橋会長： ペットのフンについては、ここにある啓蒙のみでは十分ではないのではないかと、具体的な取り組みを検討されたい、との意見が出されました。実際の運用について、そういった点も検討していただきたいと思います。

7. 閉会

廣橋会長： 他に意見がございませんようでしたら、これで本日の会議を終了したいと思います。委員の皆さんにおかれては、活発にご審議いただきありがとうございました。次回は政策7から審議したいと思います。事務局におかれては、本日のご意見について、取り入れられる点は取り入れていただき、次回審議会において報告いただきたいと思います。


次回は11月19日午後1時半より、本日と同じ場所で開催いたしますので、どうかよろしくをお願いします。

事務局： 委員の皆さんには長時間にわたりありがとうございました。次回審議会は11月19日、午後1時半より役場委員会室にて予定しておりますので、どうかよろしくをお願いします。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成21年11月27日

署名委員

井口 宏幸 

飯田 慶子 